公表のあり方について

1 公表(開示)に当たっての基本的考え方

ゆりかごの預け入れ状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要 があることから、可能な限り公表することが望ましい。

2 公表(開示)の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例7条第2号に規定する、特定の個人が識別されう る情報等
 - (児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人が識別されうる情報」の範囲の検討は十分慎重に行う。)
- (2) 熊本市情報公開条例7条7号に規定する、国等との間における協議等に基づいて市長が取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例7条3号のイに規定する、法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの約束の下に任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。

3 公表(開示)の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた平成24年度の事例件数を公表の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、平成25年3月31日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例 (抄)

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、 特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。 ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報
 - イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの
 - ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報
 - エー略
 - オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより 必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
 - イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの
- (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの